

令和3年度 副食費料金表

〇2号認定

定 義	副食費（月額）	
	階層 区分	児童の年齢
		3歳以上児
生活保護法による 被保護世帯	第 1	0円
第 1 階層を 除き、前年 度分又は当 該年度分の 市町村民税 所得割課税 額が次の区 分に該当す る世帯	第 2	0円
	第 3	0円
	第 4	0円
	第 4	4,000円
	第 5	4,000円
	第 6	4,000円
	第 7	4,000円
	第 8	4,000円
	第 9	4,000円

- 注 1 表中の年齢については、令和3年4月1日現在の満年齢により決定します。
- 注 2 階層区分は、4～8月は前年度分の市町村民税所得割課税額、9月からは当年度分の市町村民税所得割課税額により決定します。
- 注 3 市町村民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除（配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除等）は適用されません。
- 注 4 第 4 階層（市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯を除く。）以上の世帯については、第 1 子の年齢制限なく生計を一にする子や孫（別居監護も含む）がいる場合、第 2 子の副食費を半額、第 3 子以降の子の副食費を無料とします。
- 注 5 小学校就学前子どもの属する世帯が次に掲げる世帯の場合で市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯については、当該小学校就学前子どもに係る副食費は、この表の規定にかかわらず、0円とする。
- (1) 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第 6 条第 1 項に規定する配偶者のない女子で現に子どもを扶養しているものの世帯及び同条第 2 項に規定する配偶者のない男子で現に子どもを扶養しているものの世帯
- (2) 在宅障害児（者）のいる世帯 次のいずれかに該当する者を有する世帯をいう。
- ア 身体障害者福祉法（昭和23年法律第283号）第15条第 4 項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者
- イ 療育手帳制度要綱（昭和48年 9 月 27 日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳の交付を受けた者
- ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第 2 項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第 3 条第 1 項に規定する特別児童扶養手当の支給対象児
- オ 国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく障害基礎年金等の受給者
- (3) その他の世帯 教育・保育給付認定保護者の申請に基づき、生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者その他特に生活が困窮していると市長が認めた世帯
- 注 6 未婚のひとり親世帯を対象に、税法上の寡婦（夫）控除をみなし適用し、税額を再計算したうえで階層の判定を行います。別途申請が必要ですのでお問い合わせください。